

5 周縁水域地下水の水質検査(毎月及び年1回の測定)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第一項第四号二、ホに規定する項目

観測井戸 W-D-1 (上流)	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	採取年月日	4/2											
測定結果の得られた年月日	4/13												
塩化物イオン (mg/L)	2.6												
電気伝導率 (mS/m)	18.5												
観測井戸 NO. B (下流)	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	採取年月日	4/2											
測定結果の得られた年月日	4/13												
塩化物イオン (mg/L)	2.0												
電気伝導率 (mS/m)	12.3												

注1 水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)において環境大臣の定める方法による。

6 放流水の水質検査(毎月及び年1回の測定)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第一項第四号二、ホに規定する項目

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	定量下限値
試料採取年月日	4/7												-	-
結果の得られた年月日	4/16												-	-
水素イオン濃度 (pH)	7.2												5.8~8.6	-
浮遊物質 (mg/L)	ND												60	1
化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5												90	0.5
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	0.9												60	0.5
全窒素 (mg/L)	5.4												120*	0.05

注1 水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)において環境大臣の定める方法による。

注2 測定結果におけるNDとは「検出されず(定量下限値未満)」を示す。

※ 日間平均値の基準値としては60mg/L以下。